

暮らしの情報

ハガキがきても
あわてないで！！
おちついて！！



目次

- P1 架空請求ハガキについてのご相談が急増しています！
- P2, 3 フリマアプリを利用するときは
- P4 出前講座のご案内

架空請求ハガキについてのご相談が急増しています！！

「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」や「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」などと名乗る機関から、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたハガキが届いたという相談が全国的に急増しています。（機関名称や通知の内容が一部変更されている場合があります。）

これは、公的機関を装ったハガキによる架空請求の手口です。過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状が提出された」、「給与・不動産物の差し押さえ」などと不安をあおり、訴訟の取り下げのため、電話をかけるように誘導します。

身に覚えのない請求に応じる必要はありません。このようなハガキが届いたときは**決して相手に連絡せず、無視して下さい。**

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(す)■■■■

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月24日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関■■■■
お問合せ窓口 03-6371-■■■■
受付時間9:00～19:00

このようなハガキ（裏面）が送付されています

フリマアプリを利用するときは



インターネット上で**個人同士**が商品を取引できるフリマアプリやフリマサイト等のフリーマーケットサービス（以下フリマサービス）は、スマートフォンで撮影して出品できる手軽でシンプルな売買の仕組みやフリマサービス運営事業者が用意する決済方法を利用できる安心感等から、利用者が急増する一方、「商品が届かない」「代金を払ってもらえない」等、**購入者・出品者双方の立場でトラブルが多発**しています。

【事例1】届いた商品が偽物だった！（購入者）

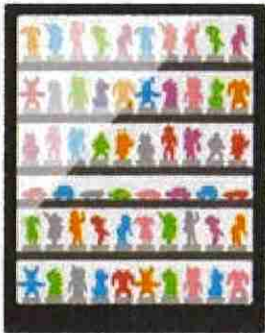
ブランド物のバッグを買った。しかし届いた商品は偽物のように感じたため、出品者に返品返金を求めたが「正規店舗で購入した本物。」と応じてもらえない。



【事例2】代金を払ったが商品が届かない！（購入者）

レアもののフィギュアを見つけて購入したところ、出品者に商品を受け取る前に評価(※)を済ませるように求められた。どうしても欲しい商品だったため、求めに応じて評価をしたが、一向に商品は届かず、出品者とも連絡が取れない。

(※)評価とは、取引した出品者と購入者が、お互いの満足度を採点する機能です。取引をするときに評価を確認すると、どんな取引相手かを知る参考になります。



【事例3】購入者が商品代金を払ってくれない！（出品者）

全6巻のDVD-Boxを出品し、購入者が現れたので送った。その後、「1巻足りないので返品したい。」と連絡がきたが、欠品なく送っているため返品を断ると、「不足分が届くまで支払いも評価もできない」との返事。評価もされず商品代金も未収。

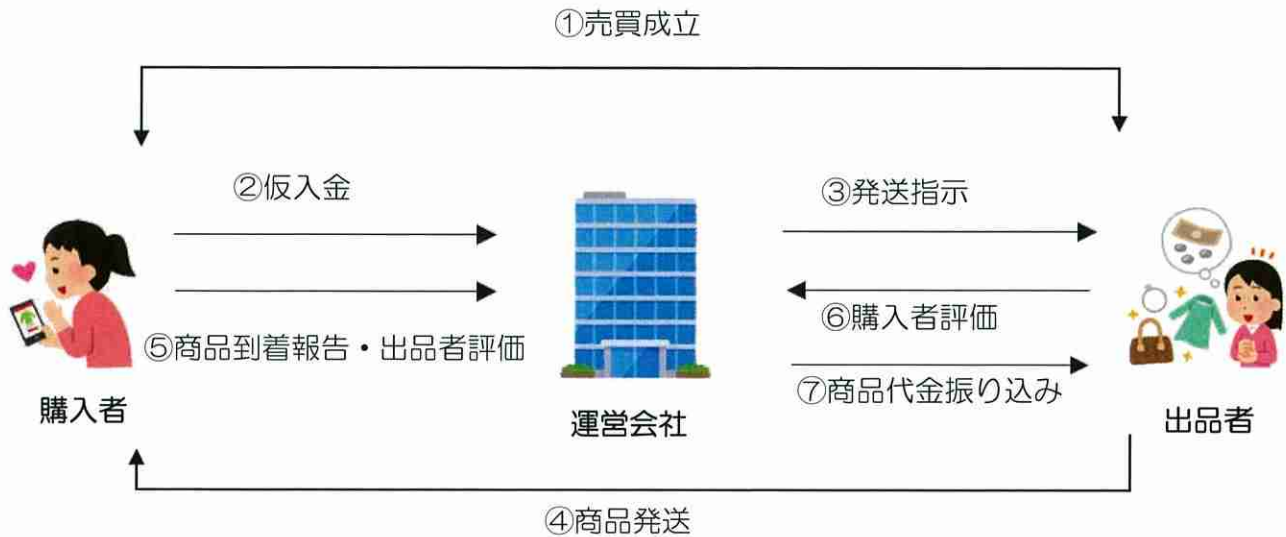


その他、「未成年者が酒を購入できてしまった。」「商品代金を出品者の銀行口座に振り込むよう求められ応じたが、商品が届かない。」「取引相手とのトラブルがエスカレートし、嫌がらせに発展してしまっただ。」などのトラブルも見受けられます。



トラブルに遭わないために

フリマサービス上での商品取引の基本的な流れは、下図のようになります。



<利用に際しては以下のことを心がけましょう！>

①事前にフリマサービス運営会社の利用規約をよく読み、守る

特に、禁止行為や出品禁止商品は多岐にわたります。必ず確認し守るとともに、違反を見つけた場合は運営会社に報告しましょう。

《禁止行為の例》商品到着前に評価を促す（左ページ事例2）、禁止行為・禁止商品と知りながら取引する、手元のない商品を取寄せ・予約で販売する など

《出品禁止商品の例》偽ブランド品や正規品との確証のないもの、危険物や安全性に問題があるもの、医薬品等、18歳未満禁止商品や成人向け商品 など

②取引相手のプロフィールや、過去の取引実績を確認する

③商品について（寸法・色味や素材・購入時期や使用期間・汚損の有無や箇所の確認など）

購入時：説明や画像を見て、不明点は出品者に問い合わせる。

ブランド品の場合、シリアルナンバーや刻印を確認する。

出品時：商品の状態は事実を記載し、傷などのマイナス情報は写真等でわかりやすく。

④未成年者の利用について

保護者の立場から、商品や取引内容について一緒に確認し、トラブルに遭わないよう注意を払いましょう。

多くのフリマサービスの利用規約で、利用者当事者間でトラブルが発生した場合は、当事者間で解決を図るよう求められています。

フリマサービスは、「何かあったら自己責任」というリスクを伴う個人間取引であることを認識し、利用する場合は慎重に行いましょう。

出前講座のご案内

～無料で講師を派遣します！～

消費者トラブルや悪質商法から身を守る方法など、生活に役立つ知識や情報を提供します。
費用は無料! 専門の資格を持った消費生活相談員が講師として皆さんの地域に伺います!

【対象】 市内在住、在勤又は在学する概ね10人以上の団体
☆老人会・町内会・保護者会・学校などさまざまな団体からご依頼いただいております。

【過去の開催テーマ】

- ・消費者トラブルについて（訪問販売・催眠商法など）
- ・グループホーム入居者の生活を守るために
- ・老人をねらった悪質商法と地域の見守り力を高める
- ・高校生のネット契約トラブルから身を守る
- ・クーリングオフ制度の概要について
- ・スマホトラブルについて

など
☆その他テーマのご希望があればご相談下さい。



【講師】 市原市消費生活相談員

【開催日時】 12月29日から1月3日を除く日の9:00～17:00までの内2時間以内

【申込方法】

- ・開催希望日の1ヶ月前までに、電話で消費生活センター(21-0844)へ日時・内容等をご相談ください。
- ・日程等決定後、「出前講座申込書」をご提出いただきます。
(申込書は消費生活センターから送付します。市ホームページからもダウンロード可能です。)



※開催日時は、ご希望に添えない場合があります。

※会場の確保・準備・当日の進行などの運営及び開催に係る費用は申込者負担でお願いします。

市原市消費生活センター
住所 〒290-0081
市原市五井中央西1丁目1番地25
サンプラザ市原2階
電話 0436(21)0844
FAX 0436(21)0899
HP http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouhi_simin/index.html

消費生活相談専用電話※

0436 (21) 0999

相談受付時間 9:00～12:00・13:00～15:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。